倫理学2 第六回 権利論と功利主義を改めて考えよう

長門裕介

2023年11月8日

- 前回の「動物の権利」については色々な意見が出されたので、復習もかねていくつかコメント します。
- この問題においておそらく私たちは倫理や道徳の一貫性・普遍性について難問を突き付けられている。それはなぜか。
- そのうえで再び権利論とはどのようなものか、そして権利論と功利主義の関係を問い直してみよう。
- 功利主義は現代の倫理学のなかで急速に復興してきたアイデアのひとつ。その理論的特徴を押さえておこう。

1 復習:種差別とはなにか

もう一度「種差別」とはなにかについて考えてみましょう。

道徳的配慮の対象となるような地位を誰がもち、誰がもたないかという区別は恣意的であってはならないというのはほとんどのひとが同意するところでしょう。「白人男性の長男だけがフルセットの権利をもち、有色人種や女性、次男や三男はそれより程度の低い権利しかもたない」と主張するのであれば、どうして白人男性の長男だけがそのような権利をもちうるのかは理論的に正当化されなければならないはずです。もし正当化できないのであれば、そのような線引きは恣意的であり、廃されなくてはならないわけです(そして当然のことながら正当化できないので多くの社会でそのような制度は廃されています)。もちろん、どれほどリベラルな社会であっても囚人の権利は囚人以外のひとの権利よりも制限されています。しかし、その制限は制限の目的と関連したものに限定されなくてはなりません。囚人は移動の自由などの基本的な権利が制限されていますが、だからといってすべての権利が停止されているわけではなく、懲役という目的に応じた権利だけが制限されます。囚人だからといって拷問にかけていいわけではない、ということです。

ところで、私たちは人間以外の動物を殺して、肉を得たり、皮革に加工したり、使役や閉鎖環境に置いたり、さらには「現状の生態系を守るため」という理由で個体数調整や駆除を行っています。そこで、人間に対してこれらのことを行うことは明らかに許されることではないのに、動物に対してこれらを行うことが許されているのはなぜか、という疑問がありえるでしょう。ピーター・シンガーは、ほかの動物も快苦に代表される各種の利益をもっていることは明白であるのだから、「種が違う」という理由だけで、その生命やその他の利益を無視してしまうことは、人種や性を基準にした過去の差別と同様に不当な「種差別」ではないかと主張したわけです。

- 1. 他者への抑圧や搾取は悪である。
- 2. 自分の属している共同体は抑圧や搾取を受けるべきではないが、そうでない人々は抑圧や搾取を受けてもよい、と考えるひとは差別者である。
- 3. 動物は抑圧や搾取を受けている。
- 4. もし、あなたが自分を差別者であることから逃れさせたいならば、動物への抑圧や搾取に反対しなければならない。そうでないならば種差別者(種によって差別するひと)である。

この議論はかなり巧妙です。有色人種への差別や女性差別に反対するのであれば、動物に対する道徳的地位の 差別的扱いにも反対するのでなければ筋が通らない、というわけです。

私たちはこのような議論にどのように応じるべきでしょうか。前回は五つのオプションを提示しました。違いがわからなかった、というコメントもあったので詳しく見ていきましょう。

──── オプション1 ───

「ホモ・サピンエスだけが人権を持つ。それ以上の理由はない」とつっぱねる。

これは多くの人が暗黙裡に取っている見解でしょう。しかし、「A だけが人権をもつ。それ以上の理由はない」という論法が本当に通るなら、A に「白人」や「男性」などを入れても、これに反論する手段はないことになる。それでもいいだろうか。

ー オプション2ー

ホモ・サピエンスのもつある特徴(能力など)が人権の根拠になり、ほかの動物にはその特徴がないから 人権はない、とする。

まずこれを考えるひとが多いでしょうが、種差別からの議論はまさにこれを対象にしています。ホモ・サピエンスであれば全員もっていて、それ以外の動物は全くもっていない能力というのは無さそうに思われる。乳幼児や重度認知症患者は契約を結んだり、自身の利益を主張したりできないが道徳的地位をもっている。しかし、ことによるとそれらのひとびとより高いコミュニケーション能力をもつ大型類人猿は権利がないのはなぜなのか、という疑問に答えられないでしょう。人権という言葉に「人」が入ってるということはあまり理由になりそうもないですね(人権とか human rights というのをやめて権利とか rights といえばいいだけですから)。

– オプション3-

言語能力など、ほかの動物がもたない特徴を人権の根拠として挙げたうえで、ホモ・サピエンスでも全員が人権を持つわけではないと論じる。

オプション 2 との違いは、人間であれば誰でも人権があるという考え方を捨てていることにあります。重度の 認知症患者には人権がない、という考えをするのであれば少なくとも理論的には一貫します。でも、それでい いのでしょうか。私にはかなり危険な考え方に見えます。

──── オプション 4 ─

人権のもとになる特徴は何かを考え、その特徴をもつものはホモ・サピエンスかどうかにかかわらず人権 と同様の権利を与える。

たとえば危害に対する感情能力や死への恐怖や判断能力を緩めに取れば、乳幼児や認知症患者を含め 1 歳以上の哺乳動物であれば全員が満たすような基準を考えられるかもしれません。しかし、現状行われている動物利用のほとんどはこの基準のもとでは認められなくなるでしょう。

動物にも権利はあるが、人権より1ランク下の権利だと考える。

3と4の中間を行きたいひとはこのオプションをとりたくなるかもしれません。しかし、どういう根拠に基づいてなににどういう権利を与えるかを詰めていくと、権利にランクがあるという発想を導入してしまえば、人権内にもランクがあるという発想に行きつくかもしれません。その場合、問題はほぼ3と同様になるでしょう。

1.1 前回のフィードバック

さて、以上を踏まえたうえで皆様の意見に簡単にコメントしていきます。

------ オプション3と4の違い -

オプション3と4の違いがよく分からないのですが、4は3の言い方を少し変えた表現に感じられます。二つを言い換えると結局「ある特徴を持つ=人権を持つ。ある特徴を持たない=人権がない」となると思うのですが、この二つの違いをもう少しわかりやすく教えていただきたいです。というのと、「特徴」という表現がとても包括的でわかりにくいです。例えば、魚は釣り上げた時に酸素を取り込めなくなってバタバタと喘ぎます。これを「苦しみ(痛覚)」という特徴と解釈すれば、苦しんでいる魚の息の根を止めて食べる我々は、種差別していることになると思います。しかしもちろんそんなことを言っていれば永遠に魚を食べることはできません。そもそも、人権問題は「なるべく多くの動物に人間と同じような(もしくは人間よりは劣っても不必要な虐待を受けない理由が生まれるような)権利を認めるべきである」という前提があるもの、という認識でいいのでしょうか。魚の例でもあるように、何でもかんでも権利を認めていたらいずれ人間は植物以外何も食べられなくなるのではないかと思ってしまいます。とても初歩的な質問になってしまいました、申し訳ありません。

オプション 3 と 4 は結構違います。「ある特徴を持つ=人権を持つ。ある特徴を持たない=人権がない」と考える点は同じですが、ある特徴をもっていないなら人間であっても権利をもたないと考えるのがオプション 3 です。個体レベルで考えるわけです。オプション 4 は種のレベルで考えて、ある特徴をもっていれば種に関わらず権利をもつとする考えです。特徴には色々なものが候補になりえます(コミュニケーション能力や社会性など)が、一番よく見るのは「利益をもつか」ですね。そのような感覚をもっているのであれば種に限らず同様の道徳的地位を与えるべきだと考えるのがオプション 4 です。そして、「人間は植物以外何も食べられなくなる」ので全然かまわないというのがヴィーガンの思想です。

---- 弱肉強食 --

弱肉強食の中で、人類は生態系の中で今の地位を築いたと考えるので、人が肉食なのはごく自然なことであり、毛皮の物を着るのも、人は寒さを凌ぐために毛皮を着るのであり、それもまた生きていく上で当たり前のことのように感じる。

弱肉強食や自然界のことわり(摂理)について触れたコメントがいくつかありました。しかし、このような事実「だけ」から動物を利用していいという規範は論理的には出てきません。前提:「人間が動物を利用するのは自然だ」から結論:「人間は動物を利用してもよい」を導出するためには、もうひとつの前提:「人間は自然なことならしてもよい」が必要になります。しかし、自然なことならなんでもしてもよい、というのは本当でしょうか。性欲をもつことは多くの人間にとって自然なことですが、どのようにそれを満足させるかはそれなりの規範があるはずです。事実だけからは規範を導くことはできないように思えます。

さらに、人間が利用する動物の多くは人間が品種改良して家畜化 domestication したものであって、もはや野生では生きていけないという視点も重要です。「弱肉強食」というのはある種のフェアな闘争の結果として

「自然」に思われるかもしれませんが、それは個体のレベルの話でしょう。家畜化された動物種というもっぱら人間が利用するために繁殖させられている存在に対して、「自然の掟」をもちだすのは適切ではないかもしれません。これを踏まえて次のような考えを見てみましょう。

―― 権利の起源 ―

シンガーが言うところの非差別的態度の責任が求められるのは対象がホモサピエンスである範囲までだ。 なぜならシンガーが他生物への責任の前提に「自分の属している共同体は抑圧や搾取を受けるべきではな いが、そうでない人々は抑圧や搾取を受けてもよい、と考えるひとは差別者である。」とおいているが、自 然状態を想定したときこの差別的考え方は悪徳ではない。野生動物は自分の仲間のことしか考えないし、 時には共食いもする。遥か昔の人間にさえこれは当てはまるだろう。しかし異常なことに"ホモサピエン ス内の歴史においては"それを許さず悪徳とし、それを防ぐルールや道徳、共通意識を育んだ(これは人 間特有の理性や言語力などに起因するかもしれない)。よってシンガーの反差別論が成り立つのはホモサ ピエンス同士の話に限り、ホモサピエンス同士でない場合、トラがシカを食べたり、いたぶり殺したりで きるように、人間も自己の利益のために他の動物に何をしても良いと考えます(動物への抑圧や搾取の肯 定)。しかしホモサピエンス間で育まれたルールや道徳は程度は違えど僕たちに根付いているため、ホモ サピエンス以外の動物を対象としたときにも働いてしまいます。今起きている論争は(ex ビーガン)この 程度の違いによるものだと考えます。そしてそれらは感情的な議論に近い気がします。自然状態を考えれ ば弱者となる種に権利があるとは思えません。トラとシカを考えれば明白です。ホモサピエンスが賢く、 いろいろと考えることができるからこそ生まれている議論だと思います。この議論を進めていく際になに か動物自身が持つの権利を想定することは間違いに思えます。あくまで各個人の感じ方のみが論点で、動 物自身の権利に思えるのも正しくは個人が個人の道徳などを基に動物に仮に与えているものです。

人権ないし権利、そしてそれに基づくさまざまなルールが、その起源として人間同士の共同体の構築と維持に関わるものであったというのは確かでしょう。あるいは人間が他の人間に対して共感や同情を抱く能力をもつに至ったのは進化的な基盤があり、その能力を動物にも――いわば能力の「暴走」の結果として――適用するようになったということも正しいでしょう。しかし、その種のルールや能力がもともとなんのためにあったのかは、現在それらをどのように用いるべきかを決定する決め手にはなりません。もともとの起源がこうだから、現在もそうなのだ(あるいは、そうあるべきだ)と考えるのは発生論的誤謬 genetic fallacy と呼ばれます。結婚指輪がもともと妻が夫から逃げるのを防ぐ足かせという機能を果たしていたからといって、現在カップルが結婚に際して指輪を交換するのが性差別的だとは言えないのと同じです。

---- 植物の権利 ---

今回の講義を聞いて、もしかしたら数百年後(あるいは数千年後?)には植物にも人権が認められる時代が来るのではないかと考えた。現代で「植物を人間の手から解放しろ!」と叫んでみても嘲笑されて終わりだろう。だが、数百年前の時代では人間奴隷は当然のものとして考えられていたし、命の素晴らしさを謳ったアメイジング・グレイスの作詞者も奴隷船の船長だった。時代が進んで人間社会の道徳観も発達し、アメリカで奴隷解放を唱えて南北戦争が勃発したことを考えると、いつか植物解放戦争が起きても不思議ではないと思う。先生はこの考え方についてどのようにお考えになりますか?

「どうして植物は食べていいのか」という問いに対するヴィーガンの答えは「植物は生命だが、痛みや恐怖の感覚をもつのに必要な神経系をもたないから」というものになるでしょう。ヴィーガンの思想の基本は「快苦を感じる能力をもつ動物は苦痛などの危害を被りうる」という動物に対する理解と「正当な理由なく誰かに危害を与えるべきではない」という倫理に関する基本的な理解のコンビネーションです。なのである種の感覚はあっても痛みの感覚をもつのに必要な侵害受容器をもたない植物は、その道徳的地位において動物と異なると

いうわけです。もちろん、植物がどのような主観的世界をもっているかは究極的には人間の知るところではありませんが、だからといって既に発見されている動物の苦しみを無視していいわけではありません。

ところで、倫理的な理由で肉食を止めたひとにもグラデーションがあり、無精卵や牡蠣などは食べるひともいるし、果物、トマト、ナッツ類等、木に実り植物の生命に関わらない食品のみを食べるひともいます。後者はフルータリアンと呼ばれますが、そのなかでももっとも厳格なタイプは自然落下した果物しか摂らないようです。このようなひとは植物の道徳的地位の尊重にもコミットしてると言えるでしょう。また、昆虫についての質問もありました。昆虫についても多くのヴィーガンは無用に殺したりしないように気をつけているようです。動物の権利運動家のゲイリー・フランシオンは次のように述べています。

昆虫が感覚をもつかどうかについて私たちが知らないかもしれないという事実は、その他の動物たちの感覚についても疑いが存在するということを意味しない。そのような疑いは存在しないのだ。そして、昆虫が感覚を持つかどうかについて私たちは知らないのだから、感覚があると疑いなくわかっている動物たちの肉を食べたり彼らから採取する製品を利用したり私たちの"資源"として利用する目的で彼らを生み出すことの道徳性について評価することもできない、という主張をすることは、言うまでもなく、馬鹿げたことなのだ。

ゲイリー・フランシオン「植物への倫理的配慮?」 (https://davitrice.hatenadiary.jp/entry/2017/04/08/110458)

- ルソーの先駆性 -

ルソーがなぜ、講義資料にて示されたような現代的な思考に至る事が出来たのか、少し疑問に思いました。

これも良い質問ですね。一番簡単な答え方は「ルソーは逆張りが好きだから」ということになるでしょうか。 ルソーの名前は高校世界史にも出てくるので知ってる人も多いと思います。著作としては『人間不平等起源 論』とか『社会契約論』が有名で、邦訳もいろいろ出てます。日本の思想家は明治以降、ルソーが好きな人が 多く、中江兆民による本格的な解説などを通じてかなり影響力がありました。じゃあ、ルソーはすごい学者な んだろうとイメージするとなんとなくポイントを外した理解になってしまうと思います。ルソーは確かにすご い思想家ですが学者というよりも「怪人」という表現が私にはしっくりきます。彼のデビュー論文は『学問芸 術論』というタイトルですが、これはアカデミーの懸賞論文として書かれました。当時はアカデミーがお題を 出して、思想家志望の人はそれに応じた論文を書いて名前を売るのが一般的だったわけです。ルソーが応募し たテーマは「学問と芸術は道徳を純化するのに貢献するか」というものでした。アカデミーは知識人の団体な ので、当然、学芸を重んじています。ルソーはこれに対して「学問と芸術は人びとを思い上がらせるだけで道 徳に対してなんの意味ももたない」という仕方で応じました。おどろくべきことに『学問芸術論』は学問と芸 術がどれほど人間から気概を奪い、真に尊ぶべき知恵を周縁に追いやるものであり、上流階級がそれ以外の人 を支配するためのイデオロギーとして機能していることを非常に細かく論じています。ルソーは学者を筆頭に 「理性や学問は偉いものだ」と考える人々をものすごく嫌悪していました。こういう態度が「ヨーロッパ人は 学問があるから黒人奴隷や貧困層を支配してやることは奴隷自身のためでもある」という思想のもとになって いる、とするわけです。ルソーの動物に対する態度もそれと同じ路線と考えればいいでしょう。「人間は理性 や学問があるから動物より偉い。だから動物は人間の思うようにしてもよい」というのに根拠のない理性至上 主義を見出したのだと思います。理性や人間の進歩が尊ばれた 18 世紀にこういうことを言い出すのはものす ごい逆張りであって、大変な勇気の持ち主だといえるでしょう。私は政治思想としても道徳理論としてもル ソーの言っていることにあまり同意はできないのですが、非常に興味深い人物だと思っていて著作はだいたい 読みました。彼はものすごい筆が立つと同時にめちゃくちゃ怒りっぽいらしく、論敵をこきおろすときの筆の **冴えが抜群で、かなり笑えます。おすすめは『人間不平等起源論』ですが、いきなり読むと大変なので仲正昌** 樹 『今こそルソーを読み直す』あたりを読んで予習しておくといいですね。

---- ロボットの権利 -

ロボットに権利は観念できるのでしょうか。人型のロボットが実験でボコボコにされる映像を見ると少し 悲しいです。

これについては岡本慎平(2019)「ロボットは権利をもちうるか?そして権利をもたせるべきか?」、『現代思想』特集:倫理学の論点 23、2019 年 9 月号に詳しいのでそれを読んでください。「権利をもちえないが、もたせるべき」という一見奇妙な考えについて触れられています。なお、『現代思想』のこの特集号は応用倫理学のさまざまな問題の日本における最新の研究成果を集めたもので、大変便利なので一冊持っておいて損はないです(私も対談と論文を載せています)。

– 水族館と動物園 –

動物園や水族館について動物倫理的観点からはどのように解釈できるのか。

難しいですねえ。動物も人間と同じでじろじろ見られることにストレスを感じて、ほどほどに人目のないとこで休ませないと自傷行為とかするみたいです。ちゃんとした動物園はそのあたりに配慮しているようですが、商業主義的な動物園はあまり関心がなく、劣悪な環境といってもよいようです(ペットショップも照明や音響など、ひどいところは多い)。私はそういうところは行政指導が必要だと思っています。そもそもそういう施設は道徳的にどうか、という意見ももちろんあります。理想的にはサファリパークとかで放し飼いにして、ドローンで鑑賞みたいになるかもしれません。

– 文献について –

参考図書を見ると動物の権利を擁護する本が多いように感じます。逆に動物の権利について反対するような主張をする倫理学者や書籍は殆ど無いのでしょうか?。

ハロルド・ハツォーグ(2011)『それでも僕らは肉を食う』柏書房や檜垣立哉(2020)『食べることの哲学』世界思想社などいくらかあります。動物の権利否定派の本が少ないのは、要するに動物の権利を否定するのに理論的な正当化なんか必要ないと思ってるひとが多いからでしょう。立証責任はパワーバランスで決まる部分があり、動物の権利を主張する側に現在は一方的に立証責任が課せられています。私の知り合いのベジタリアンは「「なぜあなたは肉を食べないのか?」という質問をする人が「なぜ肉を自分は食べるのか?」を問わないことはそれ自体なぜなのか」が問題になるべきだ」と言っていました。マジョリティに立っている側は特に積極的に自分の立場を正当化する必要がない、というのはよくあることです(それでいいかはさておき)。ただし、そうだからといって反対意見が見つからないわけではない。まともな論説というのは自説と反対の意見や想定される反論を細かく検討するものだからです。

- 倫理学と科学 -

今回の授業で科学と倫理学の折り合いというのはどのようにつけるべきなのだろうかと思いました。人間の科学技術は動物などの犠牲の上でもたらされたものだということは疑いようがありません。一つ目の問題で動物の権利について考え、オプション4のような考え方が本来動物にとって優しいものであるのだろうなと思いましたが、一方でそのスタンスを守ったまま実験や社会を回していくのはほぼ不可能です。倫理学者の方は科学に対してどのような考え方で接していくのか、常に対立するのかそれとも歩み寄るのかが気になりました。

倫理学をやっているとどうしても抑制的になってしまう部分があるのは確かです。それには理由があって、生命倫理学の勉強をしてるとめちゃくちゃな実験が結構最近まで平気で行われていたことがわかるからです。一例を挙げましょう。1932 年から 1972 年まで、タスキギー梅毒実験というものがアメリカ行われていました。貧しい黒人を集めて、梅毒の治療実験をしていたのですが、実際には 1940 年代にはペニシリンによる治療法

が確立されていたにもかかわらず、梅毒そのものの研究のために 300 人以上の黒人に適切な治療を行わなかったのです。結果として梅毒で 28 人が死亡し、100 名以上が合併症で死亡しました。失明や精神障害を負ったもの、生まれてくる子供が先天性梅毒を発症した事例もありました。非道な人体実験はナチスや 731 部隊だけでなく、戦後のアメリカでも平然と行われていたのです。実験に参加した医師は「科学の発展のため」と思い、特に倫理的な疑問を抱かなかったようです。結局若手の医師による内部告発で事態が発覚し、大規模な賠償を国が行いました。それ以来、世界中で科学研究の倫理審査や研究倫理教育が行われるようになったのです。

私は慶應の医学部や理化学研究所、東京工業大学でも一部仕事をしていて、現在の所属も「大阪大学社会技術共創研究センター」というところで、主に情報系の研究者やエンジニアと一緒に研究をしています。つまり現役のサイエンティストやエンジニアに会うことも多いのですが、現在の科学者は倫理に関する意識はかなり高いと思います。マッドサイエンティストみたいなひともなかにはいるかもしれませんが、第一線で研究している研究者は自分の研究がひとを傷つけるなどあってはならないと思っているひとの方が圧倒的に多いです(AI 関連など情報系のひともこうした話題に非常に敏感です)。倫理学者も、もちろん侵襲性のある研究には慎重な評価を下しますが、科学者の良きパートナーとして、研究者自身が気づいていなかったポジティブな価値を発見するといった積極的な貢献ができればいいと思っています。

— 実例の見つけ方 —

倫理学では様々な事例が扱われますが、問題についての実例が他の人のようにすぐ思いつきません。実例 はどのように調べたら出てくるのでしょうか?

生命倫理関係は資料集などがあることもありますが、基本的には自分で新聞や雑誌を読んでいくしかないでしょうね。あまり深いことは考えず、ちょっとでも関係しそうだと思ったら Evernote に放り込みます。学者や専門家の書くコラム記事なども勉強になります。web 論座や現代ビジネスオンラインなんかは読みやすいものも多いのでおすすめです。日本語だけだとどうしても偏るので海外の新聞や雑誌もコラム記事くらいは目を通すといいでしょう。Twitter などの SNS も有用ですが、デマが広がる場所でもあるのでファクトチェックは慎重に。私も何度か騙されて恥をかきました。

------ 倫理学者の倫理 -----

- ●「私は自体はまだ肉食をしている」とおっしゃっておられますが、先生がヴィーガンでないのはご 自身がヴィーガンの理論に納得がいっていないからでしょうか。それとも単なる実践的な問題で しょうか。
- ◆ 先生は倫理学の先生ですが、難しいことは考えずに感情や欲望に忠実になることはないのですか。例えば焼肉を食べている時にも今回の授業のようなことを考えてしまったりしませんか。
- なぜ先生はビーガンではないのですか。

正直なところ自分の生活スタイルについてはあまり有効な正当化が思いつかないですね。ただ、どうしても魚は食べたいし、肉も嫌いではないので困ってます。ファッションについてはもう革ジャン買いたいとは思わなくなりました。好きで何着も持っていたんですけどね。もしかしたら数年後にはペスカトリアン(魚は食べるひと)くらいにはなってるかもしれません。私はだめな利己主義者、種差別者だ、という感覚は日々強くなってはいます。言い訳にしかならないですが、ペットの殺処分の減らす運動には少し寄付したりはしてます。

前回紹介したピーター・シンガーはもとはステーキ食べるのが大好きで、ヴィーガンになるのに相当迷ったようですが、理論的に動物を食べるのは擁護できないとわかって決断したみたいです。こういうことはなかなかできない。シンガーは『私たちはどう生きるべきか』(ちくま学芸文庫)という本でこんなことを言ってます。

理性でものを考えはじめるのは、昇っていった先が見えないエスカレーターに乗るようなものである。

最初の一歩を踏み出した時点で、どれだけ先まで旅するかは当人の意志のあずかり知らぬところであり、 終着点がどこになるかは決して事前には知りえない。

理性を使うということは自分が望んでいない結論に到達することに耐えることだ、という感じでしょうか。こういうことが言えるというのはすごいことだと思います。

ところで最近、philpapers という哲学研究者向けの論文データベースサイトが種々の哲学的な問題について世界中の研究者にアンケートを取ったのですが、回答した 1800 人のうち、哲学者全体だとおおむね 5 割が積極的な肉食を避けるようにしているようです。全員がヴィーガンというわけではなく、宗教的な理由がある人や大規模畜産のみ反対という人も含めてのものですが、世間よりはだいぶ多い感じがします。逆にいえば、半分くらいのひとは肉食を続けているわけです。日本だと倫理学者を含めた哲学者全体だとヴィーガンは 2 割程度でしょうか。哲学者だけでなく、日本全体が今後どうなっていくのかというのはどうしても考えてしまいますね。

------ 宗教の影響 ------

ヴィーガンの生き方はヨーロッパでは日本よりも広く普及しているイメージがあるのですが、この理由は やはり宗教的な影響が大きいのでしょうか?

世界宗教のなかでどちらかといえば西欧のキリスト教の方が「人間が動物を支配する」というイメージが強く、仏教の方が精進に代表されるようなベジタリアンの伝統が強いように思われるので宗教の影響がストレートに出てるかは簡単には言えませんね。前に聞いたところでは、動物保護は単体で現れたというよりも奴隷解放や女性参政権といった権利の拡張のなかで主張されるようになったということで、そういった意識の違いの方が影響してるような気がします。

―「いただきます」**―**

以前、お坊さんから、我々は食べ物の命をいただいているので食事の前に「いただきます」と言うのですと教えられました。このような考え方に基けば、全ての食べ物は命を持つ=権利を持つとも考えられるので、我々は何も食べられなくなるのではないでしょうか。

食事の前に言う「いただきます」は伝統的には作ってくれた人への感謝と解す方が一般的で、「命をいただく」という解釈は 1990 年代以降に生まれた後付けの解釈です(伊勢田哲治「「いただきますの倫理」はいつごろ広まったのか」http://blog.livedoor.jp/iseda503/archives/1895393.html)。事実はともかく一種の方便として、食べ物になった動物に感謝をしましょう、ということ自体はそう悪い心がけではないと思いますが、感謝をすれば何をしてもいいという話かと言われると、そうはならないだろうなと思います。

——— 有害鳥獣駆除 —

最近よくあるクマを駆除するなと主張する人々はどう思いますか?

市街地に現れたり、人間を襲うような場合は明白かつ現在の危険があるわけなので駆除しても仕方ないケースだと私は思いますね。抗議している人がどんな人かは正直分からないのですが、ヴィーガンの間でも意見は分かれるところだと思います。ただし人間の動物に対する搾取を問題にするのがヴィーガンのミニマムな規定であるということを踏まえれば、現実的な危険性のある有害鳥獣の駆除を消極的に認めたからといってただちに彼らの見解が全面的に瓦解するようなことはないと思います。

------- 未来はどうなる? **--**

現在は財布、カバン、服など多くの製品で革が用いられていますが、これらは動物愛護的な思考からキャンバスなどの素材に取って代わられていくと思いますか?

少なくなっていくし、非常に高価になっていくと思います(象牙はすでにそのルートをたどっています)。アルマーニやプラダをはじめいわゆるラグジュアリーブランドでも撤退しているとこは少なくないです。この前、ビーガンレザーの靴を注文しようと思って色々調べたのですが、数か月待ちのとこも多くてこうしたフェイクレザー素材の需要も増えているんだなと感じました。ところで、ヴィーガンの間で割と問題になるのはフェイクレザーや代用肉を積極的に食べていいのか、という話があり「動物を傷つけていないなら問題ない」とする派と「肉食や革製品にこだわっている態度の現れだ」とする二つの立場があるということです。これは美学の問題としても倫理学の問題としてもかなり興味深い問題に思います。

ー パブロフの犬 ―

動物を使った非人道的な実験として条件反射の実験のパブロフの犬を思い出した。また、動物を使った事件は控えられるような流れの中で、マウスに対する実験はいかなる経緯で容認されているのか気になった。

医学や心理学での実験用動物の扱いについては世界的にそこそこコンセンサスが存在していて、コンピューター上のシミュレーションで代替できるならそうしなさい、とかいろいろな原則があります。基本的に動物を使った研究は事前に倫理審査をパスしないと行えなくなったのもそう最近のことではありません。それでも、たとえば研究が上手くいかなかった腹いせに実験用の猿を殴ったとか遊びで電流を流した研究者がいるとかそういう話は頻繁にあるので、痛ましい話ではあります。ちなみに私が慶應の心理学の研究者と話したところでは、研究用の鳥類はきちんと世話をされているし、虐待をするような事例はない、と自身をもって言っていたので大変良いことだと思いました。

- 裁判の正統性 -

今回の講義内容とは少しズレた質問になってしまうのですが、現状の裁判制度では人が人を裁く形をとっています。この事について倫理学はどのように捉えているのか疑問に思いました。イエス・キリストの言葉の中にも、「この中で罪を犯したことがないものだけが石を投げよ」とあるように、今まで罪を犯したことのない人など一人もおらず、誰も人をさばく権利などないと記されてあります。一神教的な見方になってしまいますが、「不完全なる人」は罪人をさばく権利などなく、神が審判を下すとという考えが存在していたのに対し裁判所のあり方、及びその正統性はどのようにして形作られたのかと言う事に疑問を抱きました。

現在のような裁判制は神ならぬ人間が人間を裁くために考案した優れたシステムだと思っています。裁判において下されるのは、神の目線から人間に下されるような実体的正義ではなく、あくまでも手続き上の正義です。神のようにすべてを見通す目をもっていないからこそ、厳格に定められたプロセスがその結果を正しいものにするということです。これを実態的正義に対置して手続き的正義といいます。裁判の権威は法とその運用に対する人々の信頼にあります。疑わしきは被告人の利益にといった原則や違法収集証拠の排除などの規定は、このプロセスが公正であり信頼に足りうるものだという人々の信頼を得るための仕組みです。嶋津格という法哲学者は「裁判員制度擁護論のためのメモ」(『問いとしての〈正しさ〉――法哲学の挑戦』NTT出版)のなかで次のように述べています。

(…) 国会もなく制定法もない時代にも、裁判官はいたし陪審員もいて、裁判が行われた。では、この人々の下す判断が判決として通用し紛争解決の力をもったのは、何によるのだろうか。答は簡単で、「法(正しき行為についての判断を導くルール)が存在する」と人々が信じていたからである。つまり、その時代には法はあったのであり、その法に従って行われた裁判だからそれには従わねばならない、と人が考えたからである。権威の源泉は、裁判を行う人の方にあるのではなく、そこで発見され適用される法の方にある。そして専門家たちは、この人々の信念を育むように、法を運用したのである。より正確には、専門家も含めて社会の人々が、そのような法に従う用意をもつことで、裁判は権威をもつのである

(これはすべての権威に共通する)。これが法と裁判の基本的構図である。

ひとがひとを裁くのではなく、法とそれに基づく裁判という制度がひとを裁くのだ、という認識は正しいよう に思います。裁判というひとつの舞台において、裁判官も弁護士も検察官も被告人も裁判員もひとつのコマで あって、それらのコマが正しく振舞うことで裁判は成立すると私は考えています。

------ 生まれてくる子供を選ぶこと **-**-

授業の趣旨とは逸れますが、私は「子供を産むならある程度高スペックになるような遺伝子にしたほうが 人生が上手くいく可能性が高まるだろうし、配偶者選びはそのような基準を一定割合含めて行おう」と考 えているのですが、これはどのような立場なのでしょうか。そして、危険な考えなのでしょうか。知り合 いには優生思想なのでは?と言われましたが、優生思想として少し前に話題になったメンタリストのよう に生活保護が不要とまでは考えていません。いわゆる親ガチャ、というものについての先生の考え方が知 りたいです。

これについては次回取り上げます。次のような質問にも簡単に答えておきましょう。

―― シンガーによる重度障害者の権利 ―

ピーター・シンガーは重い障害をもつ新生児の安楽死を支持して、生命倫理学者から批判を受けたと聞いたことがあるのですが、彼はなぜこのような主張をしたのですか?

シンガーは『実践の倫理』のなかで「障害のある乳児を殺すことは、人格(person)を殺すことと道徳的に等しいことではない。ときには、全く不正ではないこともある」と言っています。これについてシンガーは次のように説明しています。

私は「人格」という単語で指し示しているのは、未来について予想することができ未来について期待や 欲求を持つことできる存在です。人格である存在を殺すことは、自分が時間を通じて存在するという感 覚を持たない存在を殺すことよりも、通常は重大な不正であると考えます。人間の新生児は自分が時間 を通じて存在するという感覚を持ちません。なので、新生児を殺すことと、この先も生き続けたいと欲 求する存在である人格を殺すこととは、決して道徳的に等しくありません。このことは、新生児を殺す ことはほとんど全ての場合では酷いことではない、ということを意味するわけではありません。むしろ、 ほとんど全ての場合で、乳児を殺すことは酷いことです。なぜなら、ほとんどの乳児は両親から愛され て大事にされており、乳児を殺すことは両親にとって非常な不正をもたらすことであるからです。

ときには、例えば赤ん坊が深刻な障害を持っている場合などには、新生児を死なせる方が良いと両親が考えることがあります。多くの医者は、生命を延長するための医療措置を赤ん坊に与えないという方法で、両親の願いを聞き入れます。医療措置を与えないことは、多くの場合、赤ん坊を死なせることにつながります。両親と医者が赤ん坊を死なせたほうが良いという決定をした際に実行する手段の範囲をどこまで認めるか、という点で私の意見は違います。延命のための医療措置を行わなかったり中止したりするという手段だけでなく(これらの手段は、脱水症状や感染症によって時間のかかる死を赤ん坊にもたらします)、速やかで人道的に赤ん坊の生命を終わらせるための積極的な手段も認められるべきである、と考えます。(Singer, "Frequently Asked Questions," https://petersinger.info/faq)

要するに彼は、person(「人格」と訳されるが人間以外のものにも適用可能な概念であることに注意)というものを、自分未来に対して期待や配慮できる個体であるとし、生命一般よりもより重い道徳的配慮の対象になると考えているわけです。これは、現在を起点として、時間を通じた様々な計画や長期的な利益を考えることのできる個体は、自分の生が終了することによってその分だけ強い害を被るはずだという見解に基づいています。死ななかったら自分が経験できたはずの「善いこと」の可能性が失われてしまうことの恐怖は、そうした

自己意識をもたない個体よりもより一層その個体の死の害を強める、というわけです。新生児はそのような意味での自己意識が成長した人間よりも低いので、新生児を殺すこととより成長した人間を殺すことの意味は全く同じではない、というわけです。だからといって当然新生児を殺していいというわけではない。多くのケースではその新生児の親や関係者はその新生児を大事に思っているし、そう思うべきだからです。ただし、もし両親が生まれてきた子供に重度の障害(無脳症など極めて重度のケースを想定しています)があり、ほとんど長く生きられる保証がないがゆえに子供のことを思って延命のための医療措置を継続することを望まない場合であれば、むしろ速やかに生命を終了するための積極的措置をとることが肯定されるケースがある、と言っているわけです。

シンガーはこの person の概念を人間と動物の道徳的区別についても適用します。「火事の現場でネズミと人間のどちらか一方しか助けられない場合、どうするか」という質問について次のように述べています。

ほとんど全ての場合には、私は人間を救います。しかし、その理由は、人間が人間でありホモサピエンスという種の一員であるからではありません。種の一員であることは道徳的に重要ではありませんが、同様の利益に平等に配慮することは、違った利益に違った配慮をすることを認めます。まず倫理的に重要な性質は、なんらかの経験を感じるための能力…つまり、苦痛を感じる能力やなんらかの感情を持てる能力です。これは本当に基本的なもので、マウスが我々と共有している性質です。しかし、生命を奪うことや生命が終わることを放置するということについては、その存在が、自分が生命を持っていることを理解する存在であるかどうか、が問題となります。つまり、現在存在している自分と過去に存在した自分や未来に存在する自分が同じ存在である、とうことを理解できるかどうかです。このことを理解する存在は、このことを理解できない存在よりも、命が無くなることでより多くのものを失います。

幼児期を過ぎた正常な人間なら、時間を通じて自分が存在するという感覚を持っています。マウスがそのような感覚を持っているかどうか、私には定かではありませんが、持っていたとしても、マウスの認識できる時間の幅は人間に比べてずっと限定されているでしょう。ですから、基本的には、ある人間にとってのその人間の死は、あるマウスにとってのそのマウスの死に比べて、より大きな損失です。人間にとっての死は、例えば未来について抱いていた計画が打ち切られることをもたらしますが、マウスにとっての死ではそのようなことはありません。また、ほとんどの場合、ある人間の死はその人間の家族に悲しみや苦痛を引き起こしますし、その度合いはあるマウスの死がそのマウスの家族に引き起こす悲しみや苦痛よりも大きいでしょう(しかし、特に哺乳類や鳥類などの動物たちも、自分の子供や配偶者に強い繋がりを感じられる、ということを忘れてはいけません)。 以上が、燃えている建物から片方しか救え出せない時に人間を救ってマウスを救わないことが、一般的には正しいことである理由です。しかし、このことは、救われる人間の持つ性質や特徴に依存しています。例えば、もしその人間が重度の脳障害を負っており、意識がない状態でありその状態から復活することもないのなら、その人間を救うことが正しいこととはならない可能性もあります。 (Singer, "Frequently Asked Questions," https://petersinger.info/faq)

このような見解は、それなりに筋がとっているようにも思えますが、「人間の生命の価値とはそういうことじゃないだろ」といいたい気持ちにもなります(少なくとも私はなる)。これについてはかなり長い応酬がシンガーと障害学や権利ベースの見解を取る生命倫理学者の間で行われています。次回にもある程度説明しますが、気になる人は伊勢田哲治・樫 則章編『生命倫理学と功利主義』(2006)の第四章などを読んでみてください。

1.2 その他の質問

— 人それぞれ? —

こうした答えは人それぞれ異なるものを題材として論文を執筆する場合、気をつけなくてはならないこと はあるのでしょうか?

まずは「なぜこうしたことがそもそも問題となっているのか」とか「何と何が対立しているのか」ということを丁寧に整理することですね。ひとそれぞれ、といっても「今日の昼食は何を食べましたか」「音楽アーティストでは誰が好きですか」のように本当にひとりひとりの答えがばらけるような種類の問題ではなくて、論点を整理すれば表現は違えどある程度のパターン(前回示した5つのオプションとか)に収斂するのが倫理学の問題の常なので、まずは整理してからそのなかでも最も整合的で、無理の少なそうなオプションを選び、そのオプションに対して想定される反論を考える、というのがまず最初の一歩になります。こうした下準備的な作業を怠ると、いまどの論点を問題にしてるかわからないような論文やアドホック(後付け的)に自説の有利な点を追加し、不利な点は無視するといったものになりかねません。また、考えながら自分の意見が最初の直観とずれていくということが当然ありうるので、それを恐れていてはなにも始まりません。日常生活や政治では自分の意見を簡単に変えるということは忌避されていますが、学問においては自分の意見が変わるということは当然のことです。変える、とまではいかなくても「よく考えたらそんな気がしてきた」ということがあれば、むしろ思考が前進したと言っていいでしょう。何を言われても、どんな証拠が出てきても自分の考えをかたくなに変える気がない、というのはある意味立派ですが、学問的な姿勢としてはさほど良いことではありません。

批判道徳・

自分の文化と他人の文化を比較してはいけない理由として、実定道徳と批判道徳の区別がついてないこととありました。実定道徳は実際に社会で受け入れられており、社会において正しいと考えられている行為を指し、私たちは道徳とされているものを批判的な観点で捉えながら実定道徳をより良いものにしていくことが大切であるということはわかりました。本文を読んだとき、批判道徳は「これは道徳としていいものか」と批判される面をもつ道徳のことを指すのだと解釈したのですが、調べてみると、現在ある道徳を吟味するという視点を最終的に身に付けさせるもの、特に「実定道徳」が揺らいでいるときや、常識で判断がつかないことを考えるときに必要になってくる視点(文部科学省ホームページ)とあり、「批判主義」を指しているような説明でした。批判道徳とは何を指しているのかわからなくなってしまいました。

これは文科省の説明の方が正しい解釈です。批判道徳というのは実際に受け入れられている道徳を吟味する作業プロセスのことです。確かにちょっとわかりにくい表現ではありますね。

— 批判道徳 —

例えば同型と言われたときどの圏ですか?ほとんど全てといわれたときどんな測度入ってますか?など学問をやってると日常用語に対して雑念が入ってくることがありますが倫理学ではこのようなことはありますか?もしあればどのような例があるか教えて欲しいです.

あーめちゃくちゃあるし、よく飲み会とかで盛り上がるんですがパッと出てこないですね。言語哲学や論理学関係では思いつくやつがあって、この前哲学者たちと新幹線に乗ってたら「車内販売は全ての号車でお伺いできない場合があります」というアナウンスがあったときに「量化の順番が曖昧過ぎるだろ」と盛り上がったりしました。

私がずっと応援していた阪神タイガースが昨日日本一になりました。関西地区の最高視聴率は 50 % 超えたみたいです。これはすごいことだと思っていて、2023 年の WBC でも野球のメガコンテンツぶりには驚きました。そして私はこれからの新しい社会的価値を作るのはスポーツかもしれないと感じているのですが教授はどう思いますか。

優勝おめでとうございます。私は阪大に所属していて大阪に住んでいるので、ヤクルトファンだけどちょっと嬉しくなりましたね。職場や学会でも盛り上がってました。仰る通りで、やる方も見る方もスポーツが趣味としてもういちど盛り上がるだろうなと思ってます。ラグビーやバスケのような相対的にファンが少なかったスポーツが注目されるのも良いことだと思います。現状、日本ではスポーツエリートが野球に集中しすぎということはあると思うので、もう少し分散したりあるいはアメリカがそうであるように中学までは部活の掛け持ちをやることが一般的になればもっと盛り上がるんじゃないかと思っています。

2 倫理学はなにが難しいのか

さて、これまで検討した $1\sim5$ のオプションにはどれも困難があるように思えた人が多いでしょう。この困難はなにに由来しているかを考えてみましょう。

私の思うに、それは私たちがもっている道徳的直観同士の一貫性・整合性がとれないから、です。倫理学の基本的な思考法は「ある状況において、Xに対してaすることが許される」と「同様の状況において、Yに対してaすることが許されていない」がある道徳体系において同時に成り立つのであれば、XとYについてのaに関連する重要な違いを指摘できなければならない、というものでした。倫理学の目的(のひとつ)が「なぜその行為は道徳的に正しい/不正なのか」の根拠を問いただすことだとすれば、上の原則は避けては通れないものです。

ところが、動物倫理の問題では「人種や性差別は許されない」という直観と「動物は道徳的地位をもたない」 という直観がコンフリクトを起こします。「なぜ動物には権利が与えられないのか」という問いに整合的に答 えるためにはどうすればいいのでしょうか。

ここで出てくるのが前回紹介した批判道徳の考え方です。私たちは自分が自明だと思っていることを改めて「それでいいのか?」と疑うことができる。その能力を十分に使おう、ということです。もちろん私たちは常に「この行為は私のもつ倫理体系に照らして整合的であり、類似の状況においても私は同様のことをするだろう……」と考えながら行為をしているわけではない。私たちは日常的な行為においては各種の直観や「嘘をついてはいけない」「ひとには親切にせよ」「約束は守れ」「人を傷つけるな」といった「一見自明な義務 prima facie」に基づいて行為しているし、それで十分でしょう。しかし、動物の事例のように判断根拠について改めて問われたり、義務同士が衝突するケースを考えるときには直観や一見自明な義務を用いて説明することはできません。そのような問題の判断はなんらかの原則に基づいたものでなければならないはずです。直観的にわかる一見自明な義務と原則を発見する批判的思考の関係について、 $R\cdot M\cdot \Lambda$ では次のように述べます。

直観的思考には、個々の状況で大天使のように考えることができない人のために、これに実用的に近いものをもたらすという機能がある。(…) 時間も能力もないときに大天使のように考えようとするよりは、このようにしたほうが全体として成功の見込みが高い。しかしながら、この一見自明な原則自体は、批判的思考によって選ばれなければならない。われわれ自身の批判的思考でないにしても、われわれがそれをできると信頼している人たちの批判的思考によって選ばれなければならない。

(R.M. ヘア (1994) 『道徳的に考えること』 勁草書房、 p. 71)

ここで示されているのは道徳判断のいわば「分業」です。日常的な行為については私たちは直観に頼ってよい。

しかし、そうした直観は批判的思考の吟味に耐えるものでなくてはならない。特に義務同士が衝突する場合には、直観では答えは出ないのだから批判的思考によって吟味されなくてはならない、というわけです。このような分業体制を「道徳二層理論」と言います。では批判的思考はなにをもとに行うべきでしょうか。候補となるアプローチは二つあります。ひとつは権利基底的アプローチ、もうひとつは功利主義アプローチです。まずは権利基底的アプローチを見てみましょう。

3 権利と道徳判断

私たちはさまざまな権利をもっているとされています。生命権、財産権、自由権、プライバシー権などです。このような権利によって、私たちは個人や集団を相手に何かを請求したり、差し控えるように要求できるわけです。それらの権利があるからこそ、私たちは他人や国家に対して自分の財産を勝手に没収されたり、不当に監禁されることを差し控えるよう正当に要求できるわけです。あるいは国家にそれらのことを防いでもらうように請求することもできます。

政治哲学では「権利」とは、集団の利益の前に個人の利益が押しつぶされることを防ぐ一種の切り札 trump、ないし「横からの制約 slide-restraint」として存在理由が与えられています。そして、あらかじめどんな権利が個人に与えられているかを決めておくことによって直観レベルでの判断が容易になる、という使われ方がなされるわけです。つまり、この理論においては私たちのもっている種々の直観はそれぞれに与えられている権利を侵害しないことに結びつけられている、と考えるわけです。言い換えれば、道徳はなによりも個人の権利を保護することにその本義がある、ということです。

しかし、ただちに次のような事態が想定されるでしょう。

- 単独航行中の宇宙船内で事故が起き、乗組員に死傷者は出なかったものの積み荷の酸素ボンベが失われ、最短で到着可能な宇宙港まで乗組員全員が呼吸を続けられるだけの酸素はない。
- 少なくとも一定数の乗組員が生き残るには、それ以外のものが息を止めなくては(死ななくては) ならない。
- そうしなければ宇宙船内の乗組員全員が死ぬし、議論を続ければ続けるほど生存者が酸素を消費するため、最終的には生き残る乗組員の数が減少する。
- このような状況で各人には生存権があるというとき、それはなにを意味しているだろうか? どのような結論が導き出されるだろうか。

(安藤馨、大屋雄裕(2017)『法哲学と法哲学の対話』有斐閣、第一テーマ)より

このような事態において通常の直観はあてになりそうもありません。このとき、批判レベルで「個人の生命は不可侵なものであり、集団の利益その他に常に優越する」という立場を貫くのであれば、生命権を守った最大限尊重した結果、誰の生命も助からないのが正義にかなった事態である、という結論が導き出されることになります。それでいいのでしょうか。

権利基底論者は「まさにそれでいいのだ」と言わなければならないでしょう。そしてそこに不合理なものはない、とも言うことができるでしょう。じじつ、権利の概念、とりわけ生命権など人権の根本に関わっている権利については、まさに集団の利益に対して個人が押しつぶされそうなときにこそ存在意義がある(切り札である)、という先の考え方に従えば、特に不思議な決断ではありません。正義はなされよ、たとえ世界は滅びるにしても(fiat iustitia, pereat mundus)という格言がありますが、権利論者はたとえそれによって世界が滅びるとしても権利の保護を優先するわけです。私は「ひとを殺すくらいなら自分が死んだほうがましだ」という考え方が特に不合理なものだとは思いません。それをする(あるいは、しない)くらいなら死んだほうがま

しだ、という欲求を定言的欲求といいますが、そのような欲求こそ人間を道徳的にしているという考え方には 一定の理があります。

4 最善の結果を追求せよ

しかし、そうでない考え方をすることもできます。道徳は私たちを最善の結果をあらしめるように要求するものだ、という考え方です。私たちが真に追及しなければならないのは最善の結果であって、権利は最善の結果を導くための派生的な意味しかもたない、とするわけです。この考え方を採ると、批判レベルにおいては「生命と生命が直接に比較衡量の対象となる場合には助かる生命の数が多い方を優先しろ」という補助仮説を入れるべきだということになります。つまり何人かの誰かが死ぬべきだ、ということになります。そして、そのとき「誰が死ぬか」を議論していれば酸素は減っていく一方なのだから、誰か(例えば船長)がその五人を速やかに指名して解決するのが最善ということになるでしょう。

上記のような考え方をするのが功利主義者です。功利主義は道徳を「義務」や「権利」ではなく「全体の幸福」に結びつけて考えます。もちろん、功利主義者が権利をまったく無視するわけではありません。財産権や生命権といった人権がない社会においてその成員の幸福度は著しく低いものになるだろうから、功利主義者も人権を直観レベルの指標に用いることは認めるでしょう。しかし、批判レベルにおいては「人権」を絶対不可侵なものとはしない、というのが功利主義の考え方です。

功利主義は非常に誤解されやすい理論です。最悪の場合、ほとんど正反対の理論である利己主義と同一視されることすらあります。高校の授業などで習った人も多いでしょうが、もう一度その特徴を押さえておきましょう。

功利主義にはさまざまなバリエーションがありますが、最も古典的な論者としてジェレミー・ベンタム (1748-1832) の名がよく挙げられます。彼は「善いこと」を「それが生じることによって(それが生じないことに比べて)社会の幸福が最大になるようこと」と考えました。ここで、幸福とは快楽から苦痛を引いた、純粋に量的なものであり、最大とは社会全体の合計値からみた「最大」です。ベンタムの功利主義の導出は非常にシンプルです。

一 功利主義の導出 —

- 個々の人間はなんであれ幸福を求めていることは疑いえない。
- しかし、道徳は誰にとっても当てはまる普遍的なものであることもまた疑いえない。
- だとすれば 道徳的に正しい行為は全員の幸福を目指すように行為することである。

世の中の幸福の数を最大化するためにどうすればよいか。ひとりの人間だけにできるだけ多くの幸福を与えることでも幸福の量は増えるでしょう。しかし、このような選択は多くの場合、他の大多数の人間を不幸にします。そうであれば功利主義者が採るべきなのは、その行為の影響が及ぶ範囲を広い視点で考えて、できるだけ多くのひとの幸福を産み出すものを採用するという考え方のはずです。ベンタムはこれを指して「最大多数の最大幸福」と言ったのです。功利主義の理論的特徴を見てみましょう。

一 功利主義の特徴 –

- 1. 帰結主義(出来事の評価はその行為がもたらした結果によってのみ決まる)
- 2. 厚生主義(出来事の結果の評価は個人がその出来事から受ける価値によってのみ決まる)
- 3. 総和主義(価値の合計にのみ着目する)
- 4. 平等主義(各人を一人として数え、それ以上のものとしては数えない)

これら四つの主義のコンビネーションが功利主義の基本形です。ひとつ目の特徴である帰結主義は、結果が善

いものであれば手段や動機は問わないということです。嘘をついたり約束を破ったとしても、それによって社会の幸福の量が増えるならためらわずに実行するべきと功利主義者は考えます。また、二つ目の厚生主義は私たちにとって価値あることはすべて最終的には幸福に還元できると主張します。富や名誉や自由や愛といった価値も、究極的にはそれによって私たちが幸福になるからこそ価値があるわけです。三つ目と四つ目の特徴は、「最大」に関係します。功利主義はある行為をした場合、しなかった場合、別のことをした場合……とさまざまな状況をシミュレーションして、幸福の総量が最大になる場合を選択します(最小不幸を選択するパターンもありますがひとまず措きます)。このとき、恣意的な重み付けをしないことが重要になります。このひとは自分の友人だから、といってそのひとの得る幸福を勝手に二倍にして計算してはいけません。功利主義で計算するのはあくまで社会全体の幸福であり、誰か特定のひとの目からみた善い状態ではないわけです。

功利主義は様々な理論的メリットがあります。まず「人間は快を求め、不快を避ける」といった心理的事実と、道徳的に善いことは特定個人だけでなく、万人にとっても何らかの意味で善い、というほとんど自明な原則からのみ出発しており、明快です。 また、功利主義者は人権や自由、平等といった価値を「人間の幸福に役に立つ」という意味での道具的な価値しか認めないので、それらを巡る論争にも一義的な立場を取ることができます。つまり「自由と平等が対立したときどうするの?」といった問題に対しても「幸福の量が多くなる方」という明確な立場を取ることができます。ただし、過度に合理的であり、人間のこだわり、感情や共同体の伝統や美徳のようなものを無視している、といった側面から批判されることも多く、しばらくの間あまり人気がありませんでした。

しかし、功利主義は近年急速に復興しました。その理由のひとつは、従来の権利基底的アプローチだけではなかなか決定できない道徳的難問が増えてきたことにあります。功利主義は高い問題解決能力を持っており、各人を平等なものとして扱うといった点から「統治の理想」として考える向きもあります。

前回、あえて提示しませんでしたが動物の権利について功利主義的にアプローチすることも可能です。受講者のなかでこのアプローチに近い考え方を書いてくれたひとがいました。

立場 4 (か 5) をとる。ここでは、まず福利は(道徳的)権利の構成に寄与すると示し、次に動物が福利をもつことを言い、最後に福利を人権の正当化に用いるなら、動物も権利を(部分的に)もつと結論する(ただし、福利理論として態度的快楽説か知悉的欲求説をとる)。

権利を特定するのに、福利を参照するアプローチは魅力的だ。もちろん、寝たいから中学を中退したい欲求のように、主体の現実の心的状態を配慮の対象とするのは誤りだが、主体の心的状態を熟慮的に一切考慮しないで権利を正当化する理論は不自然だ。権利が、多くの場合、主体に義務を付与し、特定の行為を命じ・禁止したりすることに着目しよう。大豆アレルギーの人に大豆を食べさせるように、主体に熟慮的に肯定しない事態を強いるような理論は、現実の我々の行動との直接的な結びつきを失わせる。また、先の例では、子供が寝たいにも関わらず、親に「教育を受けさせる義務」を付与する「教育を受ける権利」を子供がもつとするが、(道徳的権利の一部である) その法的権利は自律的に判断できるようになるために中等教育までの教育を受ける必要があることから正当化されるように、主体の福利が考慮されている。

次に動物を考える。牛は肉用として子牛が殺されると理解して泣くことからわかるように、置かれている状況や将来の状況を理解する知性をもつ。この事実は、霊長類はもちろん、少なくとも牛は現在や将来への欲求をもつ、すなわち福利をもつことを示す。

よって、動物も福利をもつことから、福利を根拠に人の権利を正当化したように、動物も何らかの権利をもつだろう(立場 1~3 は否定された)。しかし、人間が人間であるからこそ権利をもつのではなく、人間が複雑な欲求を可能にする知性をもつという偶有的事実―それは科学的経験により検証されるが―に過ぎないとはいえ、特に知悉的欲求説に立つ場合、5 を完全に否定できない。

ここでは権利を人間にとって所与のものとせず、福利(さしあたり幸福と同じものと考えてください)から権利を構成しています。功利主義アプローチは権利を福利に貢献する限りでその価値を認めるので、この点が功利主義的と言えるでしょう。また、この発想は功利主義の特徴である平等主義を満たしています。福利を根拠にして人間に権利を認めたのだから、動物も福利をもつ限りで権利をもつ、とするわけです。この理論的構成において、種の違いは問題になっていません。これは「各個体(動物も含む)を一人として数え、それ以上としては数えない」という平等主義と一致します。ただし、福利について知悉的欲求説を採る場合はランク付けができるともこの回答は主張しています。知悉的欲求説とは、福利の正体を、完全に合理的な主体が欲求するような欲求の充足と考える立場です。欲求の合理性に焦点を合わせるなら人間の方が高い水準の合理性を発揮できるので、オプション5に近い立場になるのでしょう。

では、当のベンタム自身はどうか。彼は次のように述べています。

人間以外の動物たちが、暴力的専制によってでなければ奪われなかったであろう諸権利を、再び獲得する時がいつか来るかもしれない。皮膚の色が黒いからといって、ある人間が虐待者の気まぐれな手に委ねられたままであってもよいことにはならないと、フランス人たちはすでに気づいている。同じように、足の本数や皮膚の毛や、あるいは仙骨の末端(尾)がどうだという理由で、感覚をもった生き物を同じような目にあわせてよいことはないのだと、認識されるようになる時がいつの日か来るかもしれない。では、いったいどこで越えられない一線を引けるのだろうか。理性という能力だろうか、それとも恐らく話す能力だろうか。しかし成長した馬や犬は、生後一日や一週間、さらには生後一カ月の人間の幼児と比べても、比較にならないほど、より理性的で、より話のできる動物である。だが仮にそうでないとしても、何が(線引きに)役に立つだろうか。問題となるのは、理性を働かせることができるかということでも、話すことができるかということでもない。苦しむことができるかということである。(『道徳と立法の原理序説』、chap. 17)

このように功利主義は道徳的に配慮される主体からなる共同体、つまり功利計算の範囲に動物を入れることをはっきりと認める思想です。

5 まとめと予告

私たちの生活のなかに「権利」という概念は深く入り込んでいるというのは疑いえない事実でしょう。権利によって私たちは様々なものを相手に請求出来たり、義務づけたりしていいます。非常に有用なのは明らかです。

しかし、例えば「なぜ動物には人間と同様の権利が与えられていないのか」といったことを考え始めると、権利についての私たちの日常的な直観は揺らいできます。そういうとき、権利とは果たして絶対不可侵なものなのかを問い返してみる必要があるかもしれません。「権利」というものを第一原則として扱わず、快や苦などの人々の「幸福」に焦点をあてる理論として功利主義は非常に有用な思想です。

権利論をベースに考えるべきか、功利主義をベースに考えるべきかはオープンにしておくことにしましょう。 この先の授業でも話題にすることは多いので、それに即して考えてもらえればと思います。

次回以降は権利と幸福についてさらに考えるために、現代の難問である妊娠中絶の問題に入っていくことに します。

----- 今回の課題 ----

- 授業内で取り上げた宇宙船の事例(「冷たい不等式」)について、あなたはどう考えるだろうか。日 常の道徳判断に照らして考えてみてほしい。
- その他なんでも思いついたこと・感想・質問などを自由に書いてください。

6 より詳しく学びたい人のために

- 1. ★児玉聡『功利主義入門 はじめての倫理学』ちくま新書
- 2. 品川哲彦『倫理学の話』ナカニシヤ出版
- 3. ジュリアン・バジーニ『100の思考実験』紀伊国屋書店
- 4. 井上達夫『共生の作法』創文社
- 5. 若松良樹『功利主義の逆襲』ナカニシヤ出版
- 6. ★ピーター・シンガー『功利主義とは何か』岩波書店 初学者はまず★のついてる二冊を読むといいでしょう。